

令和元年度 第3回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	令和元年 6月25日 (火)			
開 催 場 所	役場第2会議室			
開 催 日 時	令和元年 6月25日 午後 2時 10分 開 会			
	令和元年 6月25日 午後 5時 53分 閉 会			
出 席 委 員	1 番	大竹 恭弘	5 番	神谷 正
	2 番	謝花 喜美	6 番	比嘉 盛和
	4 番	鈴木 江美子	7 番	米須 清和
			8 番	與那嶺 清
欠席委員番号	3 番	大城 司		
議事録署名委員	1 番	大竹 恭弘	2 番	謝花 喜美

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から令和元年度 第3回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>3番 大城 司(おおしろ つかさ) 委員から欠席の届出がありましたが、委員は7名出席しており、定足数に達していますので、総会は成立しております。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。</p> <p>日程第1 書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議はございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)

議 長	異議なしと認め、書記には内間 稜（うちまりょう）さん、議事録署名委員には、1番 大竹 恭弘（おおたけ やすひろ）委員、2番 謝花 喜美（じゃはな よしみ）委員を指名します。
議 長 （日程第2）	日程第2 会期の日程について、本総会の会期は本日1日間としたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議なしと認め、会期は本日1日間と決定します。
議 長 （日程第3）	日程第3 諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	（諸般の報告） 報告1 利用権設定農地の貸借終了のお知らせについて 報告2 令和元年度市町村農業委員等の公務災害補償制度加入申込みについて
議 長 （日程第4）	日程第4 議案の宣告をいたします。 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について 議案第13号 農用地利用集積計画の意見決定について 議案第14号 農地転用事業計画変更承認申請について 議案第15号 農地法第5条の規定による許可申請について 以上です。 本日の提案された議案第12号から第15号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが2件ございます。現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議はございませんか。
	（異議なしの声あり）
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため休憩をいたします。
	休憩（現地調査） 午後 2時 12分 再開 午後 5時 27分

議 長	<p>休憩前に引き続き再開します。</p> <p>ただ今より、議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは私のほうから議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」を説明いたします。</p> <p>お手元の資料 1ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」の内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、2ページにあります【別添】「3条調査書」のとおり、許可要件を満たしていると判断し、許可相当と考えます。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、説明がありました議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第12号「農地法第3条の規定による許可申請について」は異議なしと認め、可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第13号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。</p> <p>なお、本議案は、私、議長の関係する事案が含まれてますので、農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づく議事参与の制限により、該当する事案は分けて審議・採決します。</p> <p>最初に、利用権設定等関係整理番号1番から10番と所有権移転関係について審議・採決を行います。事務局の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは、私のほうから議案第13号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係整理番号1番から10番と所有権移転関係について説明いたします。お手元の資料 6 ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第13号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係整理番号1番から10番と所有権移転関係の内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長</p>	<p>ただ今、説明がありました議案第13号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係整理番号1番から10番と所有権移転関係について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第13号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係整理番号1番から10番と所有権移転関係について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>議長</p>	<p>議案第13号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係整理番号1番から10番と所有権移転関係については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>それでは、続きまして、議案第13号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係整理番号11番から13番について審議、採決を行います。謝花職務代理、審議及び採決をお願い致します。</p> <p>(米須委員 退席)</p>
<p>職務代理</p>	<p>よろしく申し上げます。議長が退席されましたので、事務局の説明をお願いします。</p>

<p>事務局</p>	<p>それでは私のほうから議案第13号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係整理番号11番から13番について説明いたします。</p> <p>お手元の資料 8ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて利用権設定等関係整理番号11番から13番についての内容を説明)</p> <p>事務局としましては、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上です。</p>
<p>職務代理</p>	<p>ただ今、説明がありました議案第13号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係整理番号11番から13番について補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
<p>職務代理</p>	<p>議案第13号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係整理番号11番から13番について異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
<p>職務代理</p>	<p>議案第13号「農用地利用集積計画の意見決定について」の利用権設定等関係整理番号11番から13番については異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>議事が終了しましたので、議長の米須委員に対する議事参与の制限を解除いたします。</p> <p>(議長 着席)</p>
<p>議長</p>	<p>それでは、続きまして、議案第14号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>

事務局	<p>それでは私のほうから議案第14号「農地転用事業計画変更承認申請について」説明いたします。お手元の資料 10ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づき、農地転用事業計画変更承認申請の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>ただ今、説明がありました議案第14号「農地転用事業計画変更承認申請について」補足説明、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
委員	<p>これは建設課の方に工事届をちゃんと出しているのですか。</p>
事務局	<p>建設課の方に確認してみます。もし届出されていなかった場合は、こちらの方で提出するよう指導します。</p>
議長	<p>よろしいでしょうか。議案第14号「農地転用事業計画変更承認申請について」異議はございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議長	<p>議案第14号「農地転用事業計画変更承認申請について」は異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>それでは、続きまして、議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、私のほうから議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」説明いたします。</p> <p>お手元の資料 11ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて議案第15号「農地法第5条の規定による許可申請について」内容を説明)</p> <p>事務局といたしましては、他の農地区分に該当がなく、農業上の公共投資がなされたことのない生産性の低い第2種農地として判断しました。</p> <p>以上です。</p>

